

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果

#### 第3-3 外部監査の結果：各論

##### 1 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

##### 3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について

##### (2) 利用者預り金の管理について

#### ③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>オ. 預り金残高に関する確認の内部統制について【和陽園】（報告書 P131）</p> <p>和陽園において、利用者の預り金等の管理責任者を園長とし、預り金全般の管理を行うこととされている（要綱第3条）。</p> <p>また、要綱第4条第1項において証書等管理保管責任者及び現金管理責任者として介護長が規定されている。更に、要綱第4条第1項及び第2項において、印鑑保管管理責任者及び出納職員としては、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（従来型及びユニット型）の各施設の主任生活相談員が規定されている。</p> <p>そして、要綱第12条第1項において、預り金総括表（様式1）について年に1回管理責任者である園長の検査を受けることが規定されている。</p> <p>ここで、和陽園においては、預り金総括表（様式1）を作成していないことから、要綱第12条第1項に規定されている年に1回の管理責任者である園長の検査が行われていない。しかし、個人別預貯金出納簿（様式2）及び小口現金出納簿（様式3）の検査は証書又は現金管理保管責任者が行うことになっているが、実際には園長が実施している（要綱第12条第2項及び第3項）。</p> <p>具体的には、毎月末、園長自ら現金の実査を行い、実査金額と小口現金出納簿の月末残高との照合を行っている。また、預金通帳と個人別預貯金出納簿の月末残高との照合を実施している。これは、利用者預り金に関してその業務の重要性に鑑みて実施しているということであった。</p> <p>ここで、和陽園の運営方針1 管理業務の実施体制（4）職務分掌において、園長の分掌事務は「園の総括に関すること」と定められている。</p>	<p>平成28年12月に、「施設預り金等管理要綱」を改正し、園長が、年3回、「個別預り金年度合計報告書」（改正前要綱における「預り金総括表」に相当）の点検及び確認を行う旨を規定し、同年12月から、この点検及び確認を実施している。</p> <p>また、同改正において、園長が、年3回、「個別預り金預り金台帳」及び「個別現金預り金台帳」（改正前要綱における「個人別預貯金出納簿」及び「小口現金出納簿」に相当）の点検及び確認を行う旨を規定し、同年12月から、この点検及び確認を実施している。</p> <p>これらの点検及び確認を通じて、園長が、施設預り金等に係る業務全般の管理を行うこととした。</p>

そのため、利用者預り金に関してその業務の重要性を踏まえた場合に、それらの検査を園長が実施するとしても、実際の現金実査及び小口現金出納簿との照合作業を園長が直接実施することは、職務分掌の観点から内部統制上の課題があるものと判断される。

要綱第12条第1項において規定されているとおり、預り金総括表（様式1）について年に1回管理責任者である園長は検査されたい。

利用者預り金等取扱要綱第3条に規定されているとおり、園長はその職務分掌に応じて、全般の管理を行うことを検討されたい。例えば、適時、適切な現金実査及び出納簿との照合等が実施されているか確認することや預り金総括表を年に1回検査することといった、預り金に関する業務全般が要綱に基づき適切に運用されているかどうかといった管理業務を行うことが肝要である。